

大学内における宗教活動についてのスミス・ミッションセンターの見解

- (1) スミス・ミッションセンターは、「スミス・ミッションセンター規程」第2章第2条に基づき、建学の精神を具現化する活動を総合的に企画し、その実践を総括する任務を持つ。この任務に関連して、スミス・ミッションセンターは、学内における宗教的諸活動が、プロテスタント・キリスト教主義という建学の精神に即したものになるように—あるいは少なくとも、その精神に著しく反したものにならないように—配慮する責任と使命を持つ。
- (2) 大学内における教職員、学生の宗教活動は、それがキリスト教であるか否かを問わず、信教の自由の原則に従い、それが著しく建学の精神に反したり、公序良俗に反するものでないかぎり、基本的に自由であるべきであると考え。ただし、その活動に関連して、外部の人間を（例えば講師などとして）招聘する際には、スミス・ミッションセンター部長およびチャプレンの承認を受けるべきである。また、学内において、キリスト教以外の宗教の礼拝行為を公開で定期的に行うことや、キリスト教以外の宗教の礼拝設備（例えば神棚）を恒久的に設置することは、建学の精神の尊重という観点からして、差し控えるべきである。
- (3) 学外者による大学内での宗教活動（特に布教伝道）は、それがキリスト教であるか否かを問わず、特にスミス・ミッションセンター部長およびチャプレンの許可を受けた場合を除き、基本的に認められない。たとえ活動者の一部に本学の教職員、学生が含まれる場合も同様である。

以 上